

我孫子市立小中学校に設置した児童・生徒用学習用タブレットの取扱規定

1 目的について

我孫子市が我孫子市立小中学校（以下、「学校」という。）の児童・生徒一人ひとりに1台ずつ貸与するタブレット端末（以下、「学習用タブレット」という。）について、児童・生徒が大切に利用し、保持する情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失されることなく、学校でも家庭でも学習ツールとして有機的に活用することを目的に本規定を定める。

2 学習用タブレット等の環境について

学校内では、校内のネットワークに接続し、学習用タブレットを使用する。学校外では、各家庭でインターネットに接続し学習用タブレットを使用する。その際に係る通信費等については、各家庭で負担する。

3 学習用タブレットについて

学習用タブレットは、①タブレット本体、②専用キーボード、③タブレットカバーである。

4 所有者・監督者・管理者について

学習用タブレットの所有者は、我孫子市、監督責任者（以下、「監督者」という。）は、我孫子市教育委員会教育長、管理責任者（以下、「管理者」という。）は、学校長とする。

5 学習用タブレットの貸与及び借用者について

所有者は、監督者及び管理者を通じて、学習用タブレットを児童・生徒（以下、「使用者」という。）の保護者に貸与する。貸与を受けた保護者（以下、「借用者」という。）は、速やかに「学習用タブレット借用書」（様式1）を管理者に提出する。

6 使用責任と遵守事項について

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 学習用タブレットの使用について

① 学習用タブレットの取扱について

ア 破損、紛失、盗難、水没等に十分注意する。

イ データを保存する際は、管理者の指示を受けた教職員（以下「教職員」という。）の指示に従う。

ウ 管理者から指示のない外部記録装置等の機器への接続は禁止する。

エ 管理者から指示のないアプリケーション、ソフトウェア並びに写真・動画等のインストールやダウンロード等は禁止する。

オ 学習に関係のないサイトの閲覧、利用、SNSへの書き込み、写真・動画の配信等、不要なイン

ターネットの利用は禁止する。

カ 他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷は禁止する。

キ 不審なインターネットサイト等が表示された場合は、画面を閉じ、管理者又は教職員並びに借用者に報告をする。

ク 学習用タブレットに貼付されている管理シールをはがしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりすることは禁止とする。ただし、管理者が指定したシールを貼ることを除く。

ケ 借用者は、卒業、転出及び学習用タブレットの入れ替え時は、貸与された学習用タブレットを管理者へ返却する。

② 使用時の注意事項について

ア 使用者は、学習用タブレットを貸与されていることを認識し丁寧に使用する。

イ 学習用タブレット近くでの飲食を行わない。

ウ 管理者又は教職員の許可なく学習用タブレットを他者と交換しない。

エ 歩きながら学習用タブレットを使用することは危険なため、行わない。

オ 本規定から逸脱した使用が認められた場合は、所有者又は管理者は借用者に改善を求めることができる。

③ ID・パスワードの管理について

ア 使用者は、管理者から付与された、ID・パスワードを、第三者に知られないよう適切に管理する。

イ 使用者は、アのID・パスワードを利用して学習用タブレット以外の機器からクラウドサービスに接続してはいけない。

(2) 学校外での使用について

ア 使用者は、家庭、学童・あびっ子クラブ及び管理者が認める場所以外では使用しない。

イ 使用者は、学習用タブレットが圧迫等により破損することがないように、ランドセル等に荷物を詰め込みすぎないようにする。管理者は、一度に持ち帰る荷物の量に配慮する。

ウ 使用者は、家庭では、学習以外の目的で使用しないだけでなく、借用者の指導の下、使用する。

エ セキュリティ面等の危険があるため、駅構内やコンビニ等で利用できるフリーWi-Fiへの接続は禁止する。

オ 使用者は、破損等の不具合が生じた際は、借用者を通じて、管理者に速やかに報告する。

カ 教職員は、使用者が長期休業等に学習用端末を持ち帰る際は、その取扱について改めて指導を行うこと。なお、国外への持ち出しは原則禁止とする。

キ 借用者は、長時間の連続使用をしないよう使用者と使用時間を確認し、借用者の責任の下で使用する。

7 保管について

学校では、施錠可能な学習用タブレット保管庫等に保管する。学校外では、借用者が確認でき

る場所で保管する。

8 個人情報保護について

使用者が自ら個人情報等の保護をするため、次の事項を禁止する。

- ①管理者が許可した場合を除き、使用者が家族を含め他人に学習用タブレットを貸すこと
- ②クラウド内の使用者以外の個人情報等を、学習用タブレットに保存すること

9 カメラの使用について

学習用タブレットのカメラを使用する際は、次の事項を遵守すること。

- ①使用者は、カメラを使用する際は、教職員の指示に従い使用する。
- ②使用者は、カメラで撮影する対象が人物である場合は、対象となる人物に許可を得なければならない
- ③著作権または肖像権があるものの撮影は原則禁止する。
- ④個人情報が含まれるものを許可なくカメラで撮影してはならない。

10 設定について

学習用タブレットは、小・中学校ごとに統一して設定を行っているため、デスクトップ上のアイコンの位置や背景デザイン等を含めた、学習用タブレットの設定を変更することは禁止する。

11 学習用タブレット端末の不具合、故障、破損、紛失等の対応について

使用者は、学校で不具合、故障、破損、紛失等が発生した場合、速やかに教職員へ報告する。また、家庭で発生した場合は、借用者が、使用者をとおして速やかに教職員に報告する。ただし、祝休日や休業日等の場合は、休業明けに速やかに報告する。

(1) 故障、破損発生時の対応

- ア 学習用タブレットの故障、破損等が発生した場合は、自力での修理、または一般の修理事業者への修理依頼等を行わないこと。また、故意に故障又は破損させた場合や報告内容に虚偽があった場合等は、交換・修理に要した費用の支払いを借用者に求める場合がある。
- イ 借用者は、使用者をとおして学習用タブレットを管理者に提出すること。
- ウ 管理者は、「学習用タブレット破損・修理報告書及び代替学習用タブレット借用申請書」（様式2）を作成し監督者に提出する。監督者は、代替学習用タブレットの準備が調い次第、管理者を通して借用者に貸与する。

(2) 紛失、盗難発生時の対応

- ア 学習用タブレットを紛失又は盗難が発生した際の報告内容に虚偽があった場合、学習用タブレットの再調達に要した費用の支払いを借用者に求める場合がある。
- イ 管理者は、「学習用タブレット紛失報告書・代替学習用タブレット借用申請書」（様式3）を作

成し監督者に提出する。監督者は、代替学習用タブレットの準備が調い次第、管理者を通して借用者に貸与する。

12 その他

借用者及び使用者は、本規定を遵守しなければならない。遵守されていないことが確認された場合は、所有者又は管理者は、使用を制限する場合がある。

また、管理者は、本規定を教職員、借用者及び使用者に周知するとともに、我孫子市のホームページに掲載する。

なお、本規定は利用実態に合わせ、改訂する。

附則

この利用規定は、令和7年9月1日から施行する。

様式1（卒業又は転出後1年間保存）

学習用タブレット借用書

我孫子市立 学校長 様

使用者氏名:

生 年 月 日:

ログインID:

パスワード:

借用者及び使用者は、「我孫子市立小中学校に設置した児童・生徒用タブレットの取扱規定」の内容を理解したうえ、学習用タブレットの貸与を受け、本規定を遵守し使用します。

令和 年 月 日

(借用者)保護者氏名自署 _____

令和 年 月 日までに担任へ提出ください。

----- 切り取り線 -----

使 用 者

ログインID

パスワード

様式2

決 裁 欄	校長	教頭	教務	担当	担任

令和 年 月 日

我孫子市教育委員会教育長 あて

我孫子市立 学校長

学習用タブレット破損・修理報告書及び代替学習用タブレット申請書

学習用タブレットの破損について、次の通り報告します。併せて代替学習用タブレットの申請をいたします。

担当者名	
破損した 学習用タブレット番号	
代替 学習用タブレット番号	
使用者	
発生日と場所	
学習用タブレットの状態	
発生原因・理由	
端末の処理	
使用者への対応	
備考	

教 委 決 裁 欄	部長	次長	課長	課長補佐	担当

様式3

決 裁 欄	校長	教頭	教務	担当	担任

令和 年 月 日

我孫子市教育委員会教育長 あて

我孫子市立 学校長

学習用タブレット紛失報告書・代替学習用タブレット申請書

学習用タブレットの紛失・盗難について、次の通り報告します。併せて代替学習用タブレットの申請をいたします。

担当者名	
紛失・盗難が発生した 学習用タブレット番号	
代替 学習用タブレット番号	
使用者	
学習用タブレットの状況	☐ 盗難 ☐ 紛失 ☐ その他()
最終使用日と場所	
端末の状況	
事後の対応	
使用者への対応	
備考	

教 委 決 裁 欄	部長	次長	課長	課長補佐	担当